

岩手県告示第9号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により定めた次の地区に係る県営緊急防災工事計画を変更した。

なお、同法第88条第19項において準用する同法第87条第5項の規定により、令和6年1月12日から同年2月8日まで関係書類を縦覧に供する。

令和6年1月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

地区名	縦覧書類	縦覧場所
蒲沢地区	当該変更に係る県営緊急防災工事計画書の写し	一関市役所